

各位

沖縄県土木建築部
技術・建設業課

経営事項審査における建設工事の区分について

標記について、関係法令等に基づき下記のとおり整理したので、ご確認願います。

記

上水道（本管、支管）について

	公道下等	家屋その他の 施設の敷地内
区分	新設、布設替等→水道施設工事 道路工事が主目的→土木一式工事	管工事

(参考)

【水道法第5条第1項第6号】

配水施設は「必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管※その他の設備を有すること」

【水道施設設計指針（2012厚生労働省）】※

配水管は本管と支管に分類される。配水本管は、浄水を配水支管へ輸送、分配する役割を持ち、かつ給水管の分岐のないものであり、配水支管は、需要者へ供給の役割を持ち、給水管を分岐するものである。

【建設業許可事務ガイドライン（H13.4.3国総建第97号）】（一部加筆修正）

土木一式工事：公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成

管工事：家屋その他施設の敷地内への給水引込管及び敷地内排水管等の配管工事

水道施設工事：上水道施設の取水施設工事、浄水施設工事、導送水施設工事、配水施設工事、
または下水処理場施設工事

沖縄県土木建築部技術・建設業課
建設業指導契約班 建設G

TEL 098-866-2374

FAX 098-866-2506